

第12回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 平成30年12月17日(月)

場所 市役所4階 401大集会室

議事日程

- 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について
(申請件数 1件)
- 議案第2号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨
の証明願について (申請件数 7件)
- 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について
(申請件数 1件)
- 報告第1号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 8件)

応召委員(12名)

1番	川島 修	2番	内野 晴夫
3番	藤野 政彦	4番	石川 裕一
5番	伊東 誠司	6番	榎本 英雄
7番	荒幡 善政	8番	安彦 祥子
9番	高橋 文雄	11番	朝倉 庄吉郎
12番	奥住 雄一	13番	田代 敏夫

不応対委員(1名)

10番 大口 貴司

職務のために出席
した者(事務局)

事務局長	古川 敦司
事務局次長	本木 豊
事務局書記	進藤 博

午後3時59分開会

議長
(田代 敏夫君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、
誠にありがとうございます。

これより第12回農業委員会総会を開催いたします。本
日の出席委員は12名であります。武蔵村山市農業委員会
総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりま

	<p>すので、本総会は有効に成立いたします。</p> <p>それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長 (田代 敏夫君)	<p>異議なしと認め、6番榎本英雄委員、12番奥住雄一委員以上2名の方をお願いいたします。</p> <p>それでは議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」1件あります。</p> <p>事務局より説明いたさせます。</p>
事 務 局 (本木 豊君)	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて1件の申請がございました。</p> <p>相続人及び被相続人の住所、氏名、土地の所在、地積は記載のとおりで地目は畑になります。</p> <p>理由は、平成30年3月21日申請人の父の死亡による相続であります。</p> <p>本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続人であることを求める証明でございます。</p> <p>なお、本申請に際しまして川島委員による相続税納税猶予制度に関する調査報告書が添付され、相続人が適格者であり、また特例適用農地の要件が具備されている旨の報告がされております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長 (田代 敏夫君)	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきまして、先ほど土地利用部会を開催し協議しております。その結果を榎本部長に報告してもらいます。</p> <p>それでは榎本部長、よろしくをお願いいたします。</p>
6 番 (榎本 英雄君)	<p>本日、午後1時15分から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。</p> <p>議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」1件ございます。</p> <p>申請地の農地でございますが、ブロッコリー、ネギ、白</p>

菜、玉ネギ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては証明書の発行はよろしいかと思えます。

議 長
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。はい、川島委員。

1 番
(川島 修君)

本申請地につきまして、現地を確認しておりますのでよろしく願いいたします。

議 長
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし。

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」は承認したいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

ありがとうございます。異議ないようですので議案第1号につきましては、承認することといたします。

次に議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」7件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について、7件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明であります。

申請番号1番 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目はいずれも畑でございます。理

由は自ら農地として利用しているもので、平成15年4月12日に相続し、前回調査は、平成27年11月16日になります。

申請番号2番 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成19年4月21日に相続し、前回調査は、平成27年11月16日になります。

申請番号3番及び4番 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目はいずれも畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成9年4月25日に相続し、前回調査は、平成28年2月15日になります。

申請番号5番 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成9年4月1日に相続し、前回調査は、平成27年12月15日になります。

申請番号6番 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成27年4月15日に相続し、前回調査は、平成27年11月16日になります。

申請番号7番 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成24年4月13日に相続し、前回調査は、平成27年11月16日になります。

以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきまして、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を榎本部長に報告していただきます。

それでは榎本部長、よろしく願いいたします。

6番
(榎本 英雄君)

本日、午後1時15分から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」7件あります。

申請番号1番の申請地の農地でございますが、茶、ネギ、白菜等が栽培されておりました。現地は適正に管理されて

おり、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、玉ネギ、ネギ、ブロッコリー、大根等が栽培されておりました。現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、ビニールハウスが6棟あり、苗が栽培されており、一部には植木がありました。現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号4番の農地でございますが、3番の一部と同一の申請地でした。現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号5番の申請地の農地でございますが、ハウレン草が栽培されており一部は作付け準備中でした。現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号6番の農地でございますが、植木及び苗木が栽培されておりました。現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号7番の農地でございますが、ネギ、大根、白菜等が栽培されており、一部作付け準備中でした。現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては証明書の発行はよろしいかと思えます。

議長
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。はい、石川委員。

4番
(石川 裕一君)

1番の申請地ですが、白菜等が栽培されており現地は、適正に管理しており問題はありません。

6番
(榎本 英雄君)

2番の申請地について現地確認をいたしました。問題はございませんでした。

11番
(朝倉 庄吉郎君)

3番、4番の申請地を確認しております。

9番
(高橋 文雄君)

6番の申請地につきまして、植木を栽培していることを確認しております。また7番につきましては野菜を栽培し

	ているのを確認しております。
議 長 (田代 敏夫君)	5番の申請地につきまして確認しております。 他に御異議等ございませんか。
委 員	なし。
議 長 (田代 敏夫君)	御意見等ないようですので、議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長 (田代 敏夫君)	ありがとうございます。異議ないようですので議案第2号につきましては、証明書を発行いたします。 次に議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」1件あります。 事務局より説明いたさせます。
事 務 局 (本木 豊君)	それでは御説明いたします。 議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」1件ございます。 申請番号1番 申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。 地目は畑で、理由は、平成30年7月23日、申請人の父の死亡により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものがございます。 以上でございます。
議 長 (田代 敏夫君)	ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきまして、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を榎本部長に報告していただきます。 それでは榎本部長、よろしく願いいたします。

<p>6 番 (榎本 英雄君)</p>	<p>先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。</p> <p>議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」1件ございます。</p> <p>申請地の農地でございますが、銀杏の木が植えられており、草が少し生えておりました。現地は適正に管理されており問題はございませんでした。</p> <p>以上の事から、議案第3号につきましては、証明書の発行はよろしいかと思われます。</p>
<p>議 長 (田代 敏夫君)</p>	<p>報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。なお、本申請地は私の担当になりますので説明いたします。現地は、銀杏、樺の木が栽培されておりました。</p> <p>他に御意見等ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>なし。</p>
<p>議 長 (田代 敏夫君)</p>	<p>御意見等ないようですので、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、証明書を発行したいと思えます。御異議等ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長 (田代 敏夫君)</p>	<p>異議ないようですので議案第3号につきましては証明書を発行することとします。</p> <p>次に報告第1号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」8件あります。事務局より説明いたさせます。</p>
<p>事 務 局 (本木 豊君)</p>	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>報告第1号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」8件ございます。</p> <p>本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出であります。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目は畑及び田でございます。</p> <p>転用目的は、1番、2番、3番、6番が一般住宅、4番、5番、7番、8番が分譲住宅でございます。</p>

	以上でございます。
議 長 (田代 敏夫君)	報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。はい、奥住委員。
1 2 番 (奥住 雄一君)	1 番、4 番、7 番の届出ですが現地を確認しております。
4 番 (石川 裕一君)	2 番の届出地ですが、一部は農地のままでした。
6 番 (榎本 英雄君)	3 番の届出地を確認しております。現地は更地になっておりました。
9 番 (高橋 文雄君)	5 番、6 番の届出地につきまして現地確認をしております。
1 番 (川島 修君)	8 番の届出地を確認しております。
議 長 (田代 敏夫君)	他に御意見等ございませんか。
委 員	なし。
議 長 (田代 敏夫君)	御意見等ないようですので、報告第 1 号「農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について」は終了いたします。
	以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。これをもちまして第 1 2 回総会を終了いたします。大変ご苦労様でした。

午後 4 時 1 8 分閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

平成30年12月17日

会 長 田 代 敏 夫 ⑩

署名委員 榎 本 英 雄 ⑩

署名委員 奥 住 雄 一 ⑩